

九州農政局入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和 7 年 7 月 25 日)

開催日及び場所			令和 7 年 6 月 1 8 日（水曜日） 熊本地方合同庁舎 A棟10階 農政第 7 会議室			
委員			宮崎 貴美子（税理士） 小野 由起子（ジャーナリスト） 榎 崇文（弁護士）			
審議対象期間			令和 6 年 1 0 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日			
審議対象案件			4 2 1 件 うち、1 者応札案件 1 8 件 契約の相手方が公益法人等の案件 3 件			
抽出案件			8 件 うち、1 者応札案件 3 件 (抽出率 1 . 9 %) (抽出率 1 6 . 6 %) 契約の相手方が公益法人等の案件 1 件 (抽出率 3 3 . 3 %)			
抽 出 案 件 内 訳	工事	一般競争		3 件 うち、1 者応札案件 2 件 契約の相手方が公益法人等の案件 0 件		
		指 名 競 争	公募型指名競争		0 件	
			工事希望型競争		0 件	
			その他の指名競争		0 件	
		随意契約		1 件		
	業務	一般競争		1 件 うち、1 者応札案件 0 件 契約の相手方が公益法人等の案件 0 件		
		指 名 競 争	公募型競争		0 件	
			簡易公募型競争		0 件	
			その他の指名競争		0 件	
		随 意 契 約	公募型プロポーザル		0 件	
			簡易公募型プロポーザル		1 件	
			標準型プロポーザル		0 件	
			その他の随意契約		0 件	
	物品・ 役務等	一般競争		2 件 うち、1 者応札案件 1 件 契約の相手方が公益法人等の案件 1 件		
		指名競争		0 件		
		随意契約（企画競争・公募）		0 件		
		随意契約（その他）		0 件		
	(特記事項)					

	意見・質問	回答等
委員からの 意見・質問 、それに対 する回答等	1. 令和6年度第3・4四半期入札方式別発注状況について 意見・質問なし	
	2. 抽出工事及び業務並びに物品・役務等契約について (1) 抽出工事 ①令和6年度喜界島農業水利事業水管理施設改修工事 1 者応札ということであるが、過去の水管理施設工事をした会社と同じ者か。 今回の工事にて更新・交換されるTM子局装置6か所以外にも同様な機器が多数あるが、今後更新・交換していくのか。今回1 者応札であったが、今後も経験のある会社の1 者応札となるのではないか。 また、同じ時期に設置したのか。 今回は過去に経験のある会社が1 者のみ参加して落札しているが、これは仕方ないということか。 今回のシステム構築関連の工事ができる会社は他にも多数あるのか。今回はたまたま1 者だったということか。	同じ会社である。過去の経験があるから参加したものと思われる。 今の事業では6か所のみ更新・交換する計画であり、追加で実施する予定はない。 当初の設置時期は異なる。 今回の工事は、この会社しかできないというわけではなく、他の会社でも可能な工事であるということで発注している。 他にも会社は多数ある。今回は参加者が結果として1 者であった。
	②駅館川農地整備事業有徳原支線水路（その11）工事 この事業の他の工事契約でも1 者応札が多く、落札率も高いがなぜか。	工事の予定価格算定に当たっては、公表している「農林水産省土地改良工事積算基準（土木工事）」に基づき算定するとともに、資材価格等を事前に公表していることから、入札参加者は高い精度で積算が可能であることが高い落札率に影響していると考ええる。 1 者応札が多いことについては、入札参加資格要件を緩和するなど多くの者が参加できるようにしているものの、中山間地域特有の地形条件への対応や営農期間中の地元との工事調整な

	入札説明資料をダウンロードした業者は何者か。 その中で参加したのが2者か。 ダウンロードした業者が7者いたということだが、参加するには至らなかった特別な要因が何かあるのか。	ど手間を要する認識があることが要因と考えられる。 7者である。 然り。 受注業務量の兼ね合いから必要な人員を確保できないと判断したと聞いている。
	③一ツ瀬川農業水利事業東原調整池他建設工事 技術提案の評価は誰がするのか。 設計業務は別に入札を行ったのか。	技術提案の評価は、九州農政局建設コンサルタント選定委員会において、総合的な評価により評価点を付与している。 設計業務は、本工事に係る技術協力業務と別に入札した契約に基づいて実施したところ。
	④西国東海岸保全事業2・3号排水樋門他建設工事（第3回変更） 変更見積の場合、予定価格を大幅に上回ったり、下回ったりすることはあるのか。 当初契約の入札で18者応札しており、低入札・ヒア辞退と記載されているがどういう意味か。 低入札が多いのはなぜか。 入札前に予定価格、調査基準価格は公表されているのか。	無いとは言えないが、あらかじめ打合せ簿に概算金額を入れて甲乙協議を行っているので、変更の予定価格からは大きく外れることはない。 低入札は、入札の際に調査基準価格を設定しており、それを下回る価格で入札を行った者が低入札となる。低入札だった者に対しては、低入札に係るヒアリングを実施することになるが、それを辞退したということ。 入札業者が、可能な限り低い価格で落札しようとした結果ではないかと思う。 予定価格も調査基準価格も公表していない。ただし、調査基準価格の求め方は入札説明書に記載している。

	資材価格が高騰した場合は、金額の追加はできるのか。	工事請負契約書第26条（賃金又は物価変動に基づく請負代金の変更）を適用して変更することができる。
	（２）抽出業務 ①令和６年度防災情報ネットワーク事業南九州地域施設監視カメラ検討業務 落札率が８０．３％と低いが、問題ないのか。	業務として、発注者が求めた成果が確保できれば問題ない。
	②令和５年度八代平野農業水利事業環境調査業務（第１回変更） 変更増額が大きいのはどのような要因があるのか疑問であったが、災害対策のためというのが主な原因ということか。	遥拝頭首工の被災に係る緊急の対策検討を、この業務に変更追加したが、大幅な変更増額の要因である。
	（３）抽出物品・役務等 ①令和６年度生成ＡＩサービス提供業務 生成ＡＩサービスは九州農政局の職員だけが使うサービスか。	対象は九州農政局の技術系職員であり、外部には提供していない。
	②令和６年度国有農地等測量・境界確定促進委託事業（大分県・国庫帰属） 昨年も似たような案件があり、公益社団法人のみが複数参加していた。このような案件は公益社団法人の土地家屋調査士協会しか参加できないのか。 同じような案件で、土地家屋調査士協会以外の入札があった案件はあるのか。	この案件については、公共嘱託登記土地家屋調査士協会、土地家屋調査士法人、土地家屋調査士が参加でき、結果として公益社団法人の土地家屋調査士協会の参加のみであった。 別件ではあるが、土地家屋調査士法人が落札した案件はあった。
	３．再度入札における一位不動状況について 意見・質問なし。	

	4. 指名停止について 意見・質問なし。	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	無し	
[これらに対し部局長が講じた措置]	無し	

事務局：九州農政局総務部総務課

(注1)必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所用の変更を加えることができる。

(注2)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人又は公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。